

議第7688号

東京都市計画流通業務団地の変更（東京都決定）

東京都市計画流通業務団地西北部流通業務団地を次のように変更する。

名 称	西北部流通業務団地				
位 置	板橋区高島平六丁目及び高島平七丁目各地内				
面 積	約31.4ha				
流通業務施設の規模	面 積	建築物の建築面積の敷地面積に対する割合	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合	建築物の高さの制限	備 考
流通業務施設 ^{注1}	約27.4ha	6/10 ^{注2}	30/10	なし	
注1：流通業務市街地の整備に関する法律（昭和41年法律第110号）第5条第1項第1号から第6号までに掲げる施設をいう。 注2：建築物の建築面積の敷地面積に対する割合は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第53条第3項第1号イの耐火建築物等（自転車の停留又は駐車のための施設にあつては、同号イの耐火建築物等又はロの準耐火建築物等）又は第2号のいずれかに該当する建築物にあつては10分の1を加えた数値とする。					
公 共 施 設 の 規 模	道 路	種 別・名 称	幅 員・延 長	備 考	
		区画街路	20～6m・約3,200m	7路線	

「区域、流通業務施設の敷地の位置及び公共施設の位置は、計画図表示のとおり」

理由： 近年の物流ニーズの多様化や高度化に対応し、業種の枠を超えた物流の効率化に向けた流通業務施設の機能更新を図るため、流通業務団地の都市計画を変更する。

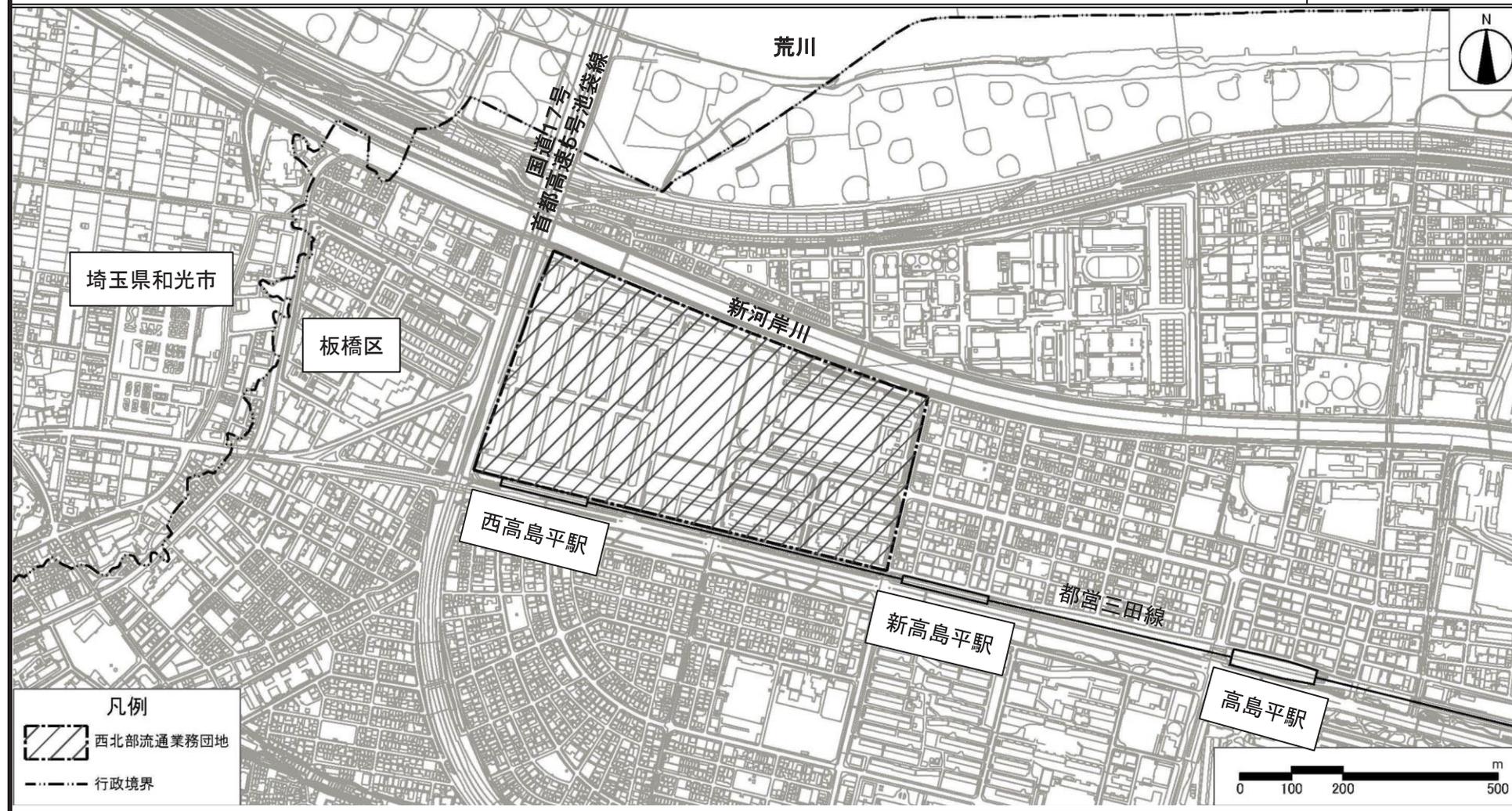
変更概要

		西北部流通業務団地	
		変更事項	
1	位置	板橋区高島平六丁目地内	→ 板橋区高島平六丁目及び高島平七丁目各地内
2	流通業務施設の規模	トラクターミナル等貨物の積卸しのための施設 面積 約 11.6 ha → 卸売市場 面積 約 6.1 ha → 倉庫・野積場等 面積 約 8.9 ha → 事務所又は店舗 その他の施設(コンテナデポ) 面積 約 0.8 ha →	} 流通業務施設 面積 約 27.4 ha
3	建築物の建築面積の敷地面積に対する割合	6 / 10	→ 6 / 10 ただし、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合は、建築基準法(昭和25年法律第201号)第53条第3項第1号イの耐火建築物等(自転車の停留又は駐車のための施設にあつては、同号イの耐火建築物等又はロの準耐火建築物等)又は第2号のいずれかに該当する建築物にあつては10分の1を加えた数値とする。

東京都市計画流通業務団地
西北部流通業務団地

位置図

〔東京都決定〕



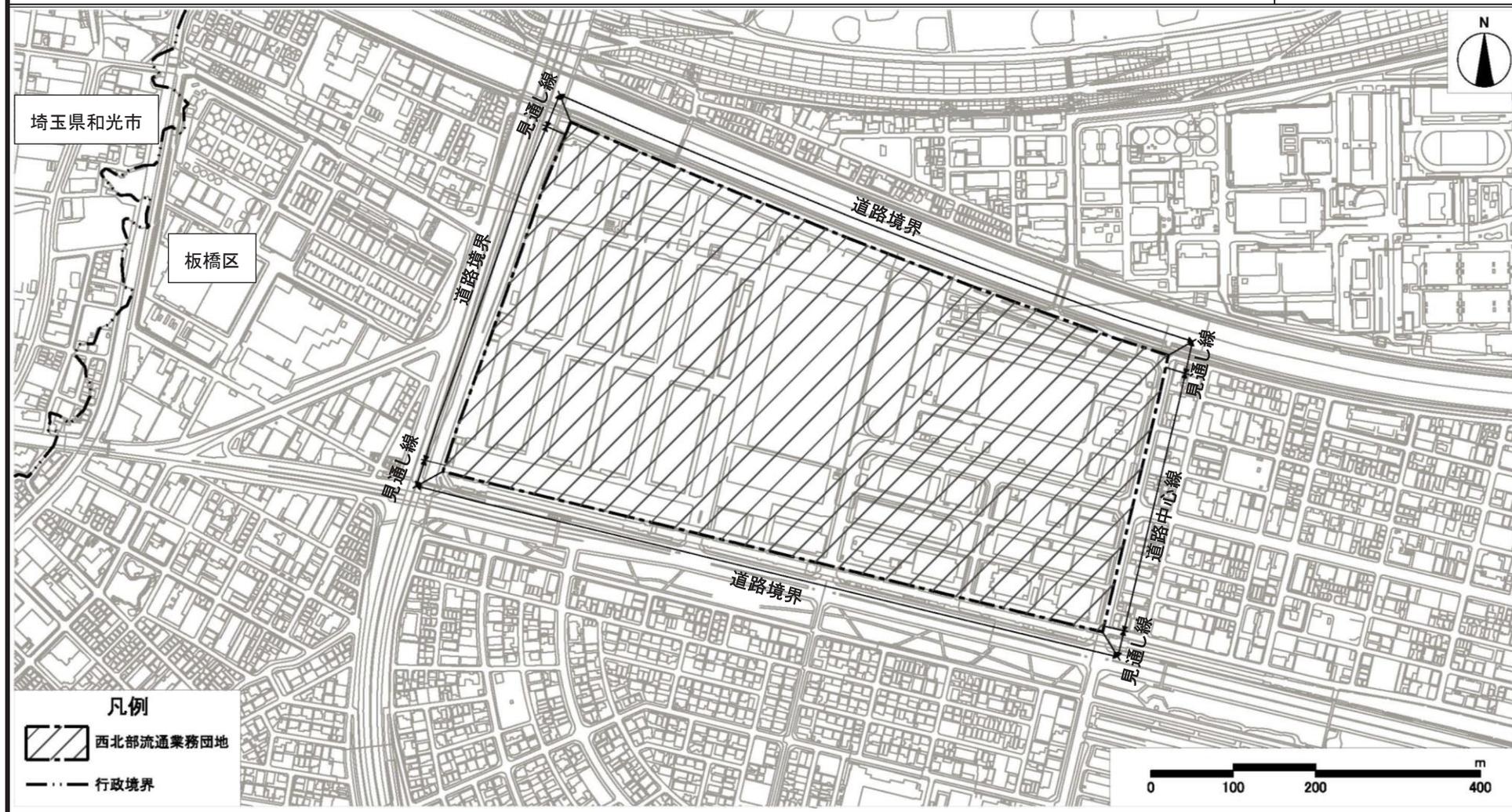
この地図は、国土地理院長の承認（29 国地関公第 444 号）を得て作成した東京都 地形図（S=1：2,500）を使用（5 都市基交第 1634 号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。

（承認番号）5 都市基街都第 286 号、令和 6 年 2 月 13 日

東京都市計画流通業務団地
西北部流通業務団地

計画図 1

〔東京都決定〕



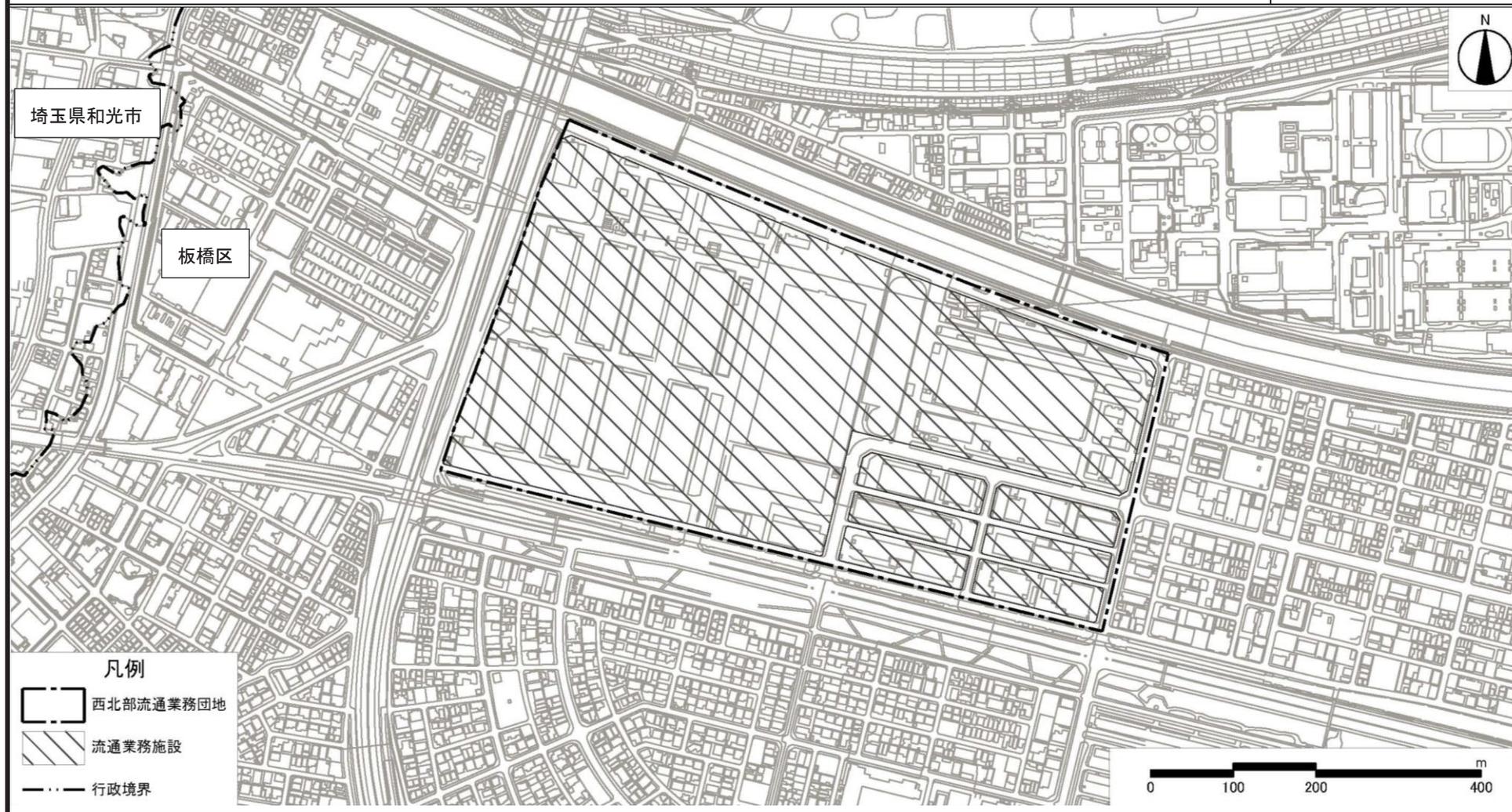
この地図は、国土地理院長の承認（29 国地関公第 444 号）を得て作成した東京都 地形図（S=1：2,500）を使用（5 都市基交第 1634 号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。

（承認番号）5 都市基街都第 286 号、令和 6 年 2 月 13 日

東京都市計画流通業務団地 西北部流通業務団地

計画図 2

〔東京都決定〕



この地図は、国土地理院長の承認（29 国地関公第 444 号）を得て作成した東京都 地形図（S=1：2,500）を使用（5 都市基交第 1634 号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。

（承認番号）5 都市基街都第 286 号、令和 6 年 2 月 13 日

東京都市計画流通業務団地
西北部流通業務団地

計画図 3

〔東京都決定〕

